平成２７年（フ）第１２１号
兵庫県明石市中崎２丁目４番１―704号
債務者　赤澤　雄二
1　決定年月日時　平成27年６月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第３８号
兵庫県淡路市尾崎659番地７　サングリーン尾崎201号、前住所兵庫県洲本市納322番地10リバーハイツ納203号
債務者　吉田　　寛
1　決定年月日時　平成27年６月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２６年（フ）第１２１号
山口県柳井市旭ケ丘13番１号、住民票上の住所広島県呉市警固屋９丁目５番13号
債務者　谷本　美紀
1　決定年月日時　平成27年７月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２７年（フ）第３０号
佐賀県唐津市鎮西町名護屋２番地25
債務者　荻沼　知弘
1　決定年月日時　平成27年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２７年（フ）第１５８号
金沢市泉が丘２丁目11番50号　グリーンビュー泉ヶ丘607号
債務者　広瀬裕美子
1　決定年月日時　平成27年７月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月２日まで
金沢地方裁判所

平成２７年（フ）第１８号
島根県江津市敬川町2294番地６
債務者　樟　　精大
1　決定年月日時　平成27年７月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月２日まで
松江地方裁判所浜田支部

平成２７年（フ）第３２４号
神戸市灘区楠丘町１丁目１番３―309号
債務者　水口　貴司
1　決定年月日時　平成27年６月29日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１６８号
川崎市麻生区金程１丁目11番４号　ヴィラ富士見105
債務者　藤田　憲佳
1　決定年月日時　平成27年６月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第１８１号
川崎市宮前区有馬１丁目６番12―101号　ベルエールＡＳＵＫＡ
債務者　赤崎　典子
1　決定年月日時　平成27年６月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第２１４号
川崎市麻生区千代ケ丘９丁目２番６号　テラスハウス３号
債務者　松浦　　昇
1　決定年月日時　平成27年６月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第２２２号
川崎市川崎区小田３丁目20番11号　２Ｆ
債務者　伊藤実和子
1　決定年月日時　平成27年６月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第２２３号
川崎市多摩区宿河原３丁目16番10―３号
債務者　大島　　浩
1　決定年月日時　平成27年６月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第２２７号
川崎市宮前区平１丁目10番36号　サンビレッジＤ102
債務者　小椋　雄太
1　決定年月日時　平成27年６月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第２３３号
川崎市川崎区渡田新町３丁目９番３―303号　ウィンキャッスル
債務者　大山　　充
1　決定年月日時　平成27年６月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第２４４号
川崎市川崎区藤崎４丁目32番３号　坪田荘101、前住所川崎市川崎区観音１丁目13番10―109号　ライオンズマンション川崎大師公園南
債務者　比嘉　　明
1　決定年月日時　平成27年６月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第２４８号
川崎市川崎区小田２丁目９番11―102号　並木マンション
債務者　佐伯　光子（旧姓麦島）
1　決定年月日時　平成27年６月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係